

様

## 都市計画法違反開発行為等是正命令書

は、都市計画法第 条に違反しているので、同法第 8 1 条第 1 項の規定に基づき下記の措置をすることを命ずる。

平成 年 月 日

出雲市長



記

### 命ずる措置

1. 建築物の使用禁止。
2. 建築物を平成 年 月 日までに除却撤去すること。

### 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、島根県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。